

中国対外貿易機構の変遷（Ⅲ－２）

片 岡 幸 雄

２ 貿易管理・実務担当機構とその機能および組織関係の変化

すでに述べてきたように、“大躍進”政策が打ち出されてから、従来の集権型計画体制は保守的な性格のもと批判されるようになり、“実際の状況に即して仕事をしていないこと”とされるようになってきた。地方と実務担当の直接の現場における即事的観察と対応が発展の動学的基礎として重視されるようになると、当然ながら地方と実務担当の現場に、計画管理と実務の即時的遂行の権限が与えられるべきであるとの認識が出てくることになる。この動きは“大躍進”運動の中で、場合によっては制度的整備を待つことなく実行に移されることなどもあったのである。各方面の権限が下放されていく過程は、同時に従来の計画管理体制に対する批判の展開過程でもあるから、従来の体制の打破はある意味では正義でもある。ここに混乱の出てくる一つの根拠がある。この時期の計画管理・実務担当機構の組織体系は、形態的には従来のものを残しつつ、地方機構を中軸とする組織原則によって組織された貿易計画管理・実務担当機構といえよう。この意味からすると、この時期の貿易計画の策定と遂行体系は内的統合性に乏しかったといえる。

(a) 国家計画委員会

1955年の「中華人民共和国国家計画委員会暫行工作条例」では、国家計画委員会は23の内部部局を擁しているが、このうち対外貿易計画は対外貿易計画局が担当することになっている。⁽²²³⁾1956年国家経済委員会が創設され、国家計画委員会と業務を分担することになった点についてはすでに述

べた。1958年國家經濟委員會は工業生産についての任務を專管することとなり、同委員會の對外貿易局は國家計画委員會に併合された。⁽²²⁴⁾

1958年9月に發布された「中國共產黨、國務院關於改進計画管理体制的規定」によれば、國家計画委員會は全國年度計画、長期計画の編成、地區經濟の合理的配置、全國計画の総合バランスなどの任務に責任を負うが、全國統一計画のうち對外貿易関連では、輸出入総額と主要輸出入商品量のみを管理することとされており、その外は必要に応じて地方の計画管理の範囲のものに対して適切な調整を行うこととされている。⁽²²⁵⁾先に触れた通り、1959年からは對外貿易計画は各省、市、自治区が主として編成し報告することになり、下級から上級に上げていくという編成手順に改められた。

(b) 國家經濟委員會

既述につき省略

(c) 對外貿易部

對外貿易部創設当時の同部の内部機構については(Ⅱ-2-①)で示したが、1954年9月に制定された「中華人民共和國憲法」の規定に基づく國務院成立前の對外貿易部の内部機構には、第3図に示した部局のほかに、公安処、交際処(外国貴賓関連事項担当)、基本建設処、國際經濟事務局(對外經濟技術援助活動担当と思われる)などがあつた。⁽²²⁶⁾對外貿易が全面的に國營輸出入公司によって掌握されるようになった1956年の對外貿易部の内部機構は、下の第6図の通りである。

1958年3月党中央と國務院は通知を發し、國際活動の専門化と、國務院および党中央外事小組の関連方針、政策上の重要問題の処理を集中的に行うために、財政部、人民銀行、商業部、國際貿易促進會、供銷合作總社、

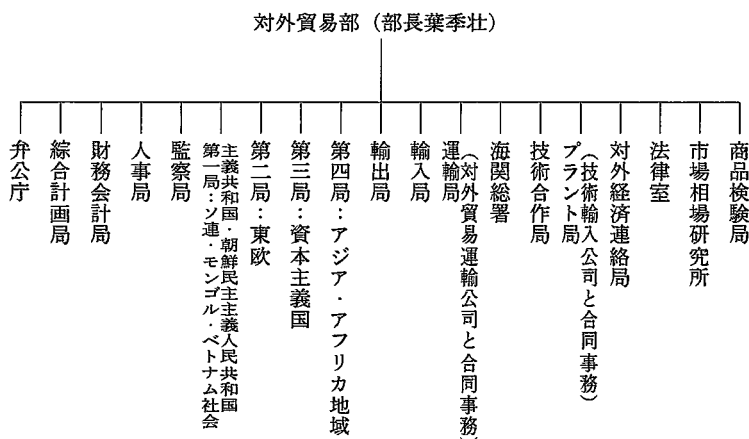
⁽²²³⁾ 蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構・1949—1990年」, 經濟科學出版社, 1993年, 161頁。

⁽²²⁴⁾ 同上書, 162頁。

⁽²²⁵⁾ 國務院法制局・國務院法規編纂委員會編「中華人民共和國法規匯編(1958年7月~12月)」, 法律出版社, 1982年, 96~99頁。

⁽²²⁶⁾ 前掲書, 405頁。

第6図 対外貿易部の内部機構（1956年当時）



出所；蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構・1949—1990年」，經濟科学出版社，1993年，405～406頁。齊小思著「我国対外貿易基本知識」，財政經濟出版社，1958年，63～64頁。

手工業生産合作社，工商業連合会などの国際活動の管理の取り纏めは対外貿易部が窓口となってこれを行うことを決定し，このうち國務院に報告，指示を仰ぐことを要する案件については，対外貿易部が國務院外事弁公室に報告すること，また対外貿易部が対外貿易に関する方針，政策の指示を仰ぐ場合には，國務院外事弁公室を通じてこれを行うこと，対外貿易業務のうち国内市場と生産に関する問題については，國務院第五弁公室を通じてこれを行うこととした。⁽²²⁷⁾

先にのべた1958年9月に出された「中国共産党，國務院關於改進計画面管理体制的規定」では，中央各部の計画活動の主要な任務は，各省，自治区，直轄市および各協作区の全面的な計画を基礎として，担当部門の計画活動を行い，各地方の資源と条件に基づいて，全国的にみた合理的な配置を行

⁽²²⁷⁾ 同上書，406頁。

うこととされており、中央各部管理と地方管理の企業、事業単位の提出した草案に基づいて、主管部門計画草案を編成することとされている。また、中央各部は生産物や物資の地区間における分配、調整を行い、地方の不足などに対しては協力して、計画の執行の中で出てきた困難の解決に努めることとされている。⁽²²⁸⁾

この「規定」の中における対外貿易部の任務は、なお当該部門の全国的な計画を編成するとはいえ、従来の計画策定と執行の主導的な役割を担う地位から、調整的役割を担う地位に質的に転換させられてきているといえよう。上にみた国家計画委員会の計画管理上における地位の変化と対外貿易部の計画管理上における地位の変化が、地方の計画管理上における地位の変化と対照的にくっきりと出てきた形となっている。

なお、1960年1月12日第2期全人大常務委員会第12回会議において、國務院に対外経済連絡総局を國務院直屬機構として設立することが決定された。⁽²²⁹⁾

(d) 国営対外貿易專業總公司

従来貿易計画の編成は、いわゆる“双軌制”と呼ばれるやり方によって行われてきた。すなわち、対外貿易專業總公司系統と各省、市、自治区の対外貿易局系統の2つの系統でもって行われ、対外貿易專業總公司の系統を主とし、対外貿易部が全体を取り纏め、全国の貿易計画を制定するというようになっていた。全国の貿易計画は統一的に計画されるが、編成、執行、検査計画は分級的に行われていた。計画の手順はいわゆる“兩下一上”⁽²³⁰⁾と呼ばれる方法であった。対外貿易專業總公司系統は、貿易計画の編成上大きな役割を担っていたわけである。

⁽²²⁸⁾ 國務院法制局・國務院法規編纂委員會編「中華人民共和國法規匯編（1958年7月～12月）」、法律出版社、1982年、98～99頁。

⁽²²⁹⁾ 前掲書、406頁。

⁽²³⁰⁾ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国対外貿易（上）」、当代中国出版社、1992年、186頁。齊小思著「我国対外貿易基本知識」、財政經濟出版社、1958年、83頁、119～120頁。

すでに前稿（Ⅲ－１－①）で述べたように、第一次5カ年計画末期には計画管理体制に基本的な点で問題が出てきていた。ここで計画管理体制の再検討と改革が試みられることになる。この問題をめぐる党内の動きについては、既述の通りである。法制度的には、1957年11月の全国人民代表大会常務委員会第84回会議で批准公布された「國務院關於改進工業管理体制的規定」、「國務院關於改進商業管理体制的規定」、「國務院關於改進財政管理体制的規定」⁽²³¹⁾などに、その結実をみることができる。本稿に関連する部分についてはすでに触れた。

しかし、1958年からの“大躍進”と人民公社化運動の中で、上記のような着実な改革は吹っ飛んでしまった。第一次5カ年計画の繰上げ達成という大きな勝利の中で、広汎な人民大衆の意気込みは彌が上にも高揚していった。毛沢東、中央および地方の少なからぬ指導者は、この勝利を前にこの意気込みに乗って“大躍進”をはかっていけるとの現実的確信をいだくようになった。1958年の党第8期全国代表大会第2回会議は、現下の中国の情勢は1日が20年にも等しい偉大な時代にあるとし、思想を解放し、イギリスを追い越し、アメリカに追いつくことを提唱した。「暴進反対」に対する批判、積極的な思想的動員がおこなわれた。農業および工業における大きな躍進が掲げられ、より短期間のうちにその目標を達成していくことが要求されるようになっていった。農業面における大動員体制による農業の発展とこれに基づく工業の発展が結合され、農業における人民公社化と中央工業の地方へ下放、地方工業の創設・発展が展開されるようになる。大いなる意気込みと思想解放にもとづくこの方向での経済建設の展開は、当然ながら下（すなわち基礎としての地方）の積極性を重視し、各々の地方が自らの潜在的経済力と機会を大いに発揮していくべきである

(231) 前2者は國務院法制局・中華人民共和國法規匯編編輯委員會編「中華人民共和國法規匯編（1957年7月－12月）」、法律出版社、1981年に入れられているが、「國務院關於改進財政管理体制的規定」はこれに入れられていない。《当代中国財政》編輯部「中国社会主義財政史參考資料」、中国財政經濟出版社、1990年には「國務院關於改進財政管理体制的規定」が入れられている。

ということになる。かくて、経済計画管理権限の大幅な下放が行われること⁽²³²⁾になる。

対外貿易においても、計画管理体制が改められ、1959年からは対外貿易計画は各省、市、自治区が主として編成し報告することとされ、下級から上級に上げていくという編成手順に改められ、従来の計画編成過程における対外貿易專業総会社の地位は変化していった。しかも、計画は先にも述べたように“二本立て”制度とされたから、対外貿易專業総会社は地方から積み上げられてきた計画の単なる遂行者としての性格のものになっていったとともに、遂行過程においても計画自体に内蔵される不確実性要素に直面するところとなった。また、貿易計画の編成を地方が中心となって行うようになったこととも相関連して、地方の貿易機構の管理権も地方に下放された。

すでに(Ⅱ-2-①)で述べたように、私営輸出入商の公私合営が1956年に全面的に達成され、中国の対外貿易はすべて国営輸出入公司によって行われるようになった。同時に対外貿易は、すべて国家の計画管理の下に入れられることとなった。⁽²³³⁾対外貿易部直屬外貿專業公司のその後の状況は、第7図の通りである。なお、中国は1951年ソ連で単独見本市を開催したが、1954年には広州で最初の輸出商品交易会を開催した。広州における輸出商品交易会は対外貿易專業公司が連合して開催するものであり、1957年からは毎年春と秋に恒常的に開催されている。⁽²³⁴⁾

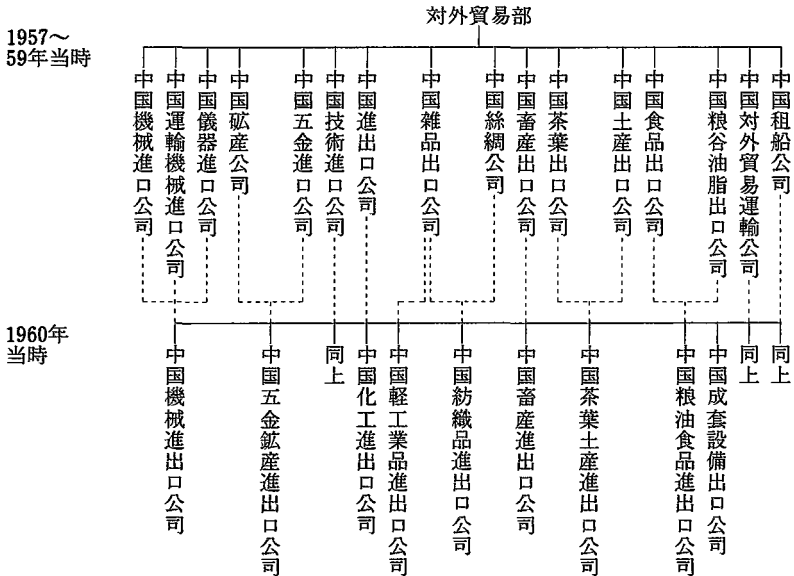
(e) 対外貿易管理地方機構—対外貿易局

⁽²³²⁾ 柳随年・呉群敢主編「中国社会主义經濟簡史」、黒龍江人民出版社、1985年、219～239頁。同邦訳書、北京周報社、1986年、247～271頁。

⁽²³³⁾ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国対外貿易(上)」、当代中国出版社、1992年、155頁。

⁽²³⁴⁾ 富山栄吉氏によれば、広州輸出商品交易会は1956年から恒常化されたと指摘されているが(富山栄吉著「中国の対外貿易序論」、大東文化大学東洋研究所刊、昭和52年、110頁)、中国側文献では交易会としては57年にはじめて開催したとされている(天津外貿学院外貿系《外貿知識手冊》編写組編「外貿知識手冊」、天津科学技术出版社、1980年、45頁)。

第7図 对外贸易部直属外贸公司



出所；齊小思著「我国对外贸易基本知識」，財政經濟出版社，1958年，66～68頁，
中国研究所編「中国年鑑」，1958，60，61年版，石崎書店刊より作成。

1957年4月以降地方の对外贸易管理機構は对外贸易局に一本化されたが、貿易計画の編成と地方貿易機構管理の任務が地方に下放されるにともない、地方の計画主管機構の下で对外贸易の計画管理の任務を中心となって担当するようになった。“大進大出”のスローガンの下に、对外贸易局は地方を中心として輸出入大躍進を推し進めていった。

3 貿易為替管理・決済・金融機構

(1) 貿易決済と為替管理機構

協定貿易の決済については前稿（Ⅱ-2-②）で述べた通りである。国際情勢の変化から、1954年以降バーター貿易のやり方は、また為替取組に

よる貿易決済のやり方に改められてきた。⁽²³⁵⁾

1956年私営金融業の社会主義改造が完成すると、1953年政務院公布の「中国銀行条例」に定められた、国家の特別許可をうけた外国為替専門銀行としての中国銀行が、統一的に直接一手に外国為替業務を行うようになる。中国銀行は同上「条例」に定められているように、中国人民銀行の領導下の外国為替専門銀行である。中国銀行は対外的にのみその名義を用い、国内的には中国人民銀行の国外局であり、組織機構上は中国人民銀行に帰属する。⁽²³⁷⁾

前稿(Ⅱ-2-②)でも述べたように、1956年までは為替管理は従来の各行政区毎の「外匯管理暫行弁法」に拠っていたので、全体的には分散的であり、体系的に整った為替管理の法規は存在しなかった。1957年以降為替管理は集中化され、外国為替管理の中で出てきた問題の解決のために、中国人民銀行は管理上の依拠すべき基礎として内部規定を制定していったが、完備したものでもなかったし、系統的にもなっていなかった。またそれは、立法手続を経ていなかった⁽²³⁸⁾ので、法律としての性格を具備したものでもなかった。

1956年生産手段の社会主義的改造が完了してからは、中国の外国為替の管理は、高度に中央に集中された経済体制と国家による外国貿易の独占制⁽²³⁹⁾に対応した管理体制がとられるようになった。

- ①外国為替収支に対して、全面的に指令性計画管理を実施する。外貨はすべて国家計画委員会が統一的に分配使用する。すなわち、国家計画

⁽²³⁵⁾ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」, 中国社会科学出版社, 1989年, 409頁。

⁽²³⁶⁾ 冀啟生編「外匯業務実用手冊」, 中国發展出版社, 1993年, 178頁。前稿(Ⅱ-2-②)で述べた私営指定銀行として外国為替業務に携わっていたものの外国為替業務も、中国銀行に一本化された。

⁽²³⁷⁾ 劉鴻儒・鄭家亨主編「金融市場操作全書」, 中国統計出版社, 1994年, 303頁。于光遠主編「經濟大辞典(上)」, 上海辞書出版社, 1992年, 244頁。

⁽²³⁸⁾ 劉光第著「中国的銀行」, 北京出版社, 1984年, 106頁。

⁽²³⁹⁾ 趙錫琮主編「外匯交易指南」, 四川人民出版社, 1994年, 384頁。

委員会に統一的に集め統一的に支出し、外貨収入によって支出を定める（統収統支、以収定支）。すべての外国為替は必ず国家に売り渡さなければならない。必要な外国為替は国家が計画に応じて分配、あるいは批准の後これを供給する。

- ②外国為替管理は対外貿易部、財政部、中国人民銀行が共同でこれを行う。管理の分担は、対外貿易に属するものについては対外貿易部がこれを担当し、中央部門所属の非貿易外国為替収支については財政部がこれを管理する。地方機関と地方企業の外国為替収支および私人の外国為替収支は中国人民銀行がこれを管理する。中国人民銀行はこの外に、以下の任務を行う。①人民元レートの制定と公布、②外国為替収支の監督ならびに業務執行、③外国為替準備の管理、④外国為替指定銀行の管理、⑤外国為替管理に対する違反行為の検査と処理。
- ③外貨資金は縦割の分配方法による。国家計画委員会は全国の外国為替収支の総合バランスと分配に責任を負い、計画供給する。外貨収入のあった部門、地区、企業、当該単位自身の外貨収入使用権のない外国為替は、相互の間での売買を禁ずる。
- ④外国為替管理とバランスは、主として行政的手段によって取り行われる。外貨資金の管理については、指令性計画と各項目の外国為替収支管理の方法に従って取り行われる。人民元レートは国によって定められる。
- ⑤外国為替の収支に関連して必要とされる人民元資金と外貨資金は、両者を分けて管理される。人民元資金は中国人民銀行が管理し、外国為替資金は中国銀行が管理する。⁽²⁴⁰⁾
- ⑥人民元レートは基本的には行政管理体制の下におき、為替レートから経済的梃子としての機能を隔離する。為替レートは輸出入に対しては単なる計算の標準たるにすぎず、貿易上発生した赤字は国が補填す

(240) 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，411～412頁。

⁽²⁴¹⁾
る。

この時期に入り、対外貿易は国営対外貿易專業会社が統一的に經營するようになり、対外貿易管理では既述のように許可証管理制度が廃止され、銀行の承認制度も取り消されることになり、これらは海関申告書によって済まされることになった。国営貿易の外国為替管理による輸出入は、いずれも国家の批准した計画によって直接に執行されることとなった。⁽²⁴²⁾

しかし、上記の大枠の中で、「國務院關於改進商業管理体制的規定」に示されたような、外貨管理面での新しい改革も試みられるには試みられた。

「國務院關於改進商業管理体制的規定」の中では、地方への外貨留成が謳われているが、1958年から初めての地方への外貨留成の試みが実行された。この外貨留成は、国家の輸出計画を達成し、いくつかの工業品、農産物の計画超過輸出を鼓舞するために、中央は所得外貨の一定の比率額を控除の形で地方の支配の下に残し、生産の発展とか、国家の計画配分の不足を補うといったことの範囲内で、地方にその使用の裁量権を与えるというものであった。⁽²⁴³⁾

1958年に始められた外貨留成制度では、留成がみとめられるのは地方政府のみで、中央各部門や企業には外貨留成はみとめられなかった。したがって、地方政府は輸出外貨の一定比率の額を外貨留成として利用することができた。⁽²⁴⁴⁾ この地方に対する外貨留成の枠組の具体的内容は、以下の通りであった。⁽²⁴⁵⁾

⁽²⁴¹⁾ 前掲書、385頁。

⁽²⁴²⁾ 吳巍・宗公平編著「中国外匯管理」, 中国金融出版社, 1991年, 28頁。同上書, 385頁。

⁽²⁴³⁾ 國務院法制局・中華人民共和国法規編編輯委員會編「中華人民共和国法規匯編(1957年7月~12月)」, 法律出版社, 1981年, 357頁。

⁽²⁴⁴⁾ 吳巍・宗公平編著「外国外匯管理」, 中国金融出版社, 1991年, 245~246頁。外貨留成がみとめられるのは輸出外貨収入に限らない。国外華僑の送金や非貿易外貨収入(外国船関連外貨収入, 観光外貨収入, 兌換による外貨収入, その他個人外貨収入など)も、地方政府の外貨留成の対象となる。銀行, 保険, 郵便, 電信・電話, 海運等の国家機関, 企業の外貨収入と外貨税収は外貨留成の対象とならない。

⁽²⁴⁵⁾ 《当代中国的經濟管理》編輯部編「中華人民共和国經濟管理大事記」, 中国經濟出版社, 1987年, 112頁。

輸出計画の達成：10%

輸出計画未達成：5%

新輸出品の輸出：全額

計画超過輸出：全額

貿易為替の収支の中で、ソ連と東欧諸国との国家協定記帳外国為替の占める比重はこの時期極めて高いものとなり、1960年にはこの比率は70%にも達している。第一次5カ年計画期間中の輸出外国為替収入（一覽払外国為替）は毎年5億ドル、第二次5カ年計画期間中は毎年6億5千万ドルであった。⁽²⁴⁶⁾

人民元レートそのものについて述べるのは本稿の課題ではないが、関連して若干触れておきたい。

解放の時期から1952年までは“輸出を奨励し、輸入に意を配り、在外華僑からの送金に配慮する”（奨励出口、兼顧進口、照顧僑匯）という政策が採られ、輸出物資の理論上の比価、輸入物資の理論上の比価、華僑送金の購買力比価の3者の加重平均で計算して人民元レートが決められた。このレートは、基本的には当時の人民元の国際市場における購買力水準に符合していた。⁽²⁴⁷⁾

1953年からは、中国は本格的に社会主義建設の時期に入り、国民経済には計画経済モデルが導入された。物価は国家が統一的に定めるところとなった。国内小売物価は年に1%前後上昇したにすぎない。この時期先進資本主義国はドルを中心とした金ドル固定為替制度を採用していた。この条件の下で、人民元レートは元の定められたレートの基礎の上で、各国政府の公布したレートに照らして定められた。1953～58年1ドル=2.604人民元、59～60年1ドル=2.617人民元といった情況であった。

国内物価は長期的に安定してほとんど固定されていたが、価格は計画価

⁽²⁴⁶⁾ 吳巍・宋公平編著「中国外匯管理」, 中国金融出版社, 1991年, 202頁。

⁽²⁴⁷⁾ 趙錫琿主編「外匯交易指南」, 四川人民出版社, 1994年, 350頁。姚邁編著「外匯業務指南」, 科学技術文献出版社, 1992年, 51～52頁。

格として定められ、価格と価値の関係が正常な構成となっておらない上に、人民元レートは購買力平価によって定められる性格を帯びていたから、輸出入商品の内外の比価は隔絶して関連性がなく、人民元レートは自ずと過大評価のレートとなっていた。⁽²⁴⁸⁾

人民元レートの過大評価問題は別稿で論じたことがあるが、貿易にとっては大問題である。⁽²⁴⁹⁾ここでは差し当たり、人民元の高レート設定のもつ経済政策上の若干の含意を示しておきたい。

- ①人民元の高レート設定は、企業が外国から先進技術や設備を導入するのに有利に作用する。このことを通じて、企業の積極的な先進技術、設備の導入が促進され、生産力の発展と製品の質の向上をはかっているのに有利となる。
- ②人民元の高レート設定は、重工業優先発展に有利に作用する。国民経済の重工業、軽工業、農業という部門構成からみて、軽工業品、農産品の輸出の比重が高く、重工業の輸出比率が比較的低い状況の下にあって、人民元のレートが高く設定されることは、レートがより低く設定される場合に比較して、軽工業、農業部門から輸出税をとり、重工業部門に優遇を与えると同じ役割を果たす。すなわち、軽工業、農業部門の実質的な所得は引き下げられ、軽工業、農業部門から蓄積資金を重工業部門に移転させるということになる。これは重工業優先発展戦略に合致する。
- ③人民元の高レート設定は、中国が国内消費財価格を低く抑え、世界市場のインフレーションの国内への影響を遮断するのに大きな役割を果たす。これは大別3つの面で作用する。第一に、輸入設備および原材料価格が低く抑えられ、生産物の低コスト化を通じて作用する。第二

⁽²⁴⁸⁾ 前掲書、109。趙錫璋主編「外匯交易指南」、四川人民出版社、1994年、350～351頁。姚邁編著「外匯業務指南」、科学技術文献出版社、1992年、52頁。林九江著・陳南生・王錫民審「外貿價格与匯率實務」、山東人民出版社、1993年、157～158頁。

⁽²⁴⁹⁾ 拙稿「中国貿易部門の赤字経営問題—自立的外貿経営主体確立への道—」、中央大学経済研究所年報、第22号(1)、1992年。

に、輸入消費財価格自体が低く抑えられる。第三に、計画価格の設定によって内外価格関係が分断されていた状況の下において、人民元の高レート設定は、世界市場におけるインフレーションの影響を遮断するのに役割を果たす。

以上述べてきたように、人民元の高レート設定には、中国の社会経済発展戦略上の客観的要求なども反映されていたとみることができよう。⁽²⁵⁰⁾

(2) 貿易金融

すでに述べたように、1954年からは貿易金庫制が漸次取り止められるようになり、対外貿易公司系統の流動資金には銀行借入が導入されるようになった。全般的に言えば、1955年から国営企業の流動資金は財政と銀行の両方から供給されるようになった。すなわち、定額部分は財政から供給され、超定額部分は銀行からの借入によってまかなわれるというシステムになったのである。⁽²⁵¹⁾

しかし、“大躍進”政策の積極的な推進をはかっていくという下において、社会主義建設の高速発展を保証するためには、時宜に応じて企業の流動資金を十分に供給していかなければならなかった。従来は財政と銀行から別々に資金が供給されるというやり方では、手続も煩雑な上に、両者の間にはちぐはぐな状況が生じていた。⁽²⁵²⁾このため、1958年12月国務院は「国務院関于人民公社信用部工作中幾個問題と国営企業流動資金問題的規定」を発し、国営企業の流動資金を一律に中国人民銀行の統一管理に改めることを規定した。過去に国家財政から供与した国営企業の自己流動資金は、すべて中国人民銀行の貸付という形にし、統一的に利子計算する。国営企業の需要がさらに大きくなった場合には、各級の財政から適当に分配する

⁽²⁵⁰⁾ 張志超著「社会主義匯率経済学原理」, 華東師範大学出版社, 1991年, 145～147頁, 112頁。

⁽²⁵¹⁾ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」, 中国社会科学出版社, 1989年, 129頁。

⁽²⁵²⁾ 国務院法制局・国務院法規編纂委員會編「中華人民共和國法規匯編（1959年1月～6月）」, 法律出版社, 1982年, 122頁。

も、当地の人民銀行とはかり統一的に貸付する。企業の流動資金の査定については、従来通り個別に処理する。定額流動資金は財政部が責任をもってこれを行い、人民銀行と関連部門（対外貿易活動にかかわる部分は対外貿易部ということになる）が協議して査定する。非定額流動資金は人民銀行が実情に応じて貸付する。⁽²⁵³⁾

この「規定」は翌1959年さらに「補充規定」が付け加えられた。1959年1月の「財政部、中国人民銀行關於国营企業流動資金改由人民銀行統一管理的補充規定」、同2月の「中国人民銀行、財政部關於国营企業流動資金改由人民銀行統一管理和資金転帳中的幾個問題的通知」がそれである。

これらでは、1959年から実施された上記の内容の実行上の実務処理が補充されている。例えば、各級財政部門が予算上流動資金を増額する場合の国民経済計画への組み入れ方法、主管部門は年度資金計画を編成し、財政部門と人民銀行に報告すべきこと、企業が流動資金計画を立てる場合の依拠すべき指標、ならびに当地の人民銀行の参加の下で資金計画を編成し、上級主管部門へ報告すべきこと、銀行借入流動資金の目的外利用の禁止、特段の批准をえたものの外商品代金の前払、掛売を禁止すること、財政部門と中国人民銀行の流動資金管理の便宜のために、企業及び企業主管部門は関連資料を同級の財政部門と人民銀行に送付し、当地の関連部門はこれら資料を協議の上自主決定すべきこと、中国人民銀行の企業向け貸出金利は月利0.6%とし、利息支払分はすべてコストに繰り入れる、利息支払の増大あるいは減少によって生ずる企業留成利潤部分の変化は、留成比率の調整という方法によって解決する等々である。⁽²⁵⁴⁾ 企業の流動資金には計画超過達成利潤の分成部分で流動資金に転用したものやすでに法定基金としたものなども含まれる。企業利潤の留成分などの特殊基金は人民銀行の勘定に繰り入れない。⁽²⁵⁵⁾

⁽²⁵³⁾ 同上「法規匯編（1958年7月～12月）」、同上出版社、同上年出版、156～158頁。

⁽²⁵⁴⁾ 前掲「法規匯編」、121～124頁。

⁽²⁵⁵⁾ 同上「法規匯編」、126頁。

上記の前提の下に、1959年6月「対外貿易部、中国人民銀行關於対外貿易信貸工作的指示」が出され、対外貿易に対する固有の金融措置が打ち出された。この要点は以下の通りである。

(a) 輸出物資買付と商品流通部分に対する貸付

①輸出物資買付資金需要に対しては、対外貿易部は中央の批准した「中央各部、各省、市、自治区の供給する輸出物資計画」（1959年のものは各省、市にすでに通知済み）にもとづいて、十分に資金を供給しなければならない。

②対外貿易部門の商品輸入のための資金需要に対しては、批准された輸入用外貨計画にもとづいて貸付を行う。

(b) 前払、掛売の例外規定

国営企業間では前払、掛売をしてはならないことになっているが、対外貿易の特殊事情と輸出货源の拡大を保証するために、人民公社や都市の手工業が輸出用物資の生産に要する流動資金問題を自己で解決するに困難でその供給に影響が出るような場合、買付価額の25%、10カ月を超えない範囲内で完全回収するという前提の下に、予約買付支持を与えてもよい。事務手続処理に際しては必ず計画を編成し、当地の対外貿易局（商業庁）、人民銀行分行の審査を経て対外貿易部に報告、人民銀行総行の批准をえてそれ用の口座を開設し、期限に応じた回収を確実に実行する。加工賃の前払は実情にもとづき、対外貿易局、人民銀行分行が協議して批准、貸付を行う。

(c) 費用、税金支払に対する貸付

実際の支出にもとづき貸付を行う。但し、基本建設と先に述べた“四項費用”には貸付しない。利潤および欠損部分については規定にもとづいて上納あるいは補填する。既実現した利潤でもう商品回転に入っているものについては、上納時に貸付に切り替える。欠損が生じて財政補填が間に合わない場合には、借入金は当座そのままにしてよいが、翌月10日前までに返さなければならない。

(d) 貸付対象

独立経済計算の対外貿易企業単位 (公私合営企業を含む)

(e) 流動資金管理

流動資金は当然ながら、十分に供給されなければならないとともに、節約して使用しなければならない。銀行貸付と流動資金の使用はいずれも計画的に行われなければならない。計画管理上年度計画と4半期計画に分けて編成、コントロールするものとする。

- ①年度流動資金計画 (借入計画) は対外貿易部、中国人民銀行総行が取り仕切り、対外貿易部所属の各專業総公司是年度商品計画にもとづいて、資金回轉速度の向上を盛り込んだ全系統の年度地区別 (省、市、自治区) 流動資金計画を組織的に編成し、対外貿易部、中国人民銀行総行に報告する。対外貿易部は資料などを取り纏め、対外貿易部、人民銀行が共同で審査、決定の後、各地区に下達、執行する。
- ②4半期流動資金計画は各級企業が商品流通計画と関連資金需要の資料にもとづいて、同級の口座開設銀行に4半期流動資金計画を編成し、送付する。省、市、自治区の対外貿易局 (商業庁) と分行は審査、批准の後、この執行を裁量する (專業総公司単位の流動資金計画は、口座開設銀行が取り仕切る)。4半期第2カ月目の初対外貿易局 (商業庁)、人民銀行分行は連合して対外貿易部、中国人民銀行総行に状況を報告し、年度計画をこえている場合には、原因を説明しなければならない。4半期流動資金計画の批准が行われる前であっても、すでに上部に報告した草案にもとづいて実行に移すことは許される。もしも、4半期がはじまってまだ草案が編成されていない場合には、実際の必要にもとづいて貸付を行ってもよい。
- ③流動資金計画項目には輸出入商品在庫、決算資金、包装材料や低額のもの、消耗品等が含まれる。

(f) 銀行と企業の協力

銀行は企業の経営内容を詳しく調べ、4半期流動資金計画の編成が

きちんと立てられるよう相互に業務の緊密な結合をはかる。企業は資金の増減の状況を自主的に通知する。

(g) 流動資金運用点検システム

各省、市、自治区対外貿易局（商業庁）および人民銀行分行は、毎4半期末に一度共同で所属単位を組織し、流動資金計画と商品流通計画を結合した執行情況の点検を行わなければならない。点検の結果報告は、翌4半期開始後20日以内に書面で対外貿易部、中国人民銀行総行に行うものとする。

(h) 資金借入企業の同級銀行向け提出資料

4半期商品流通計画及び執行情況

4半期財政収支計画と調査計画

4半期資産・負債表及び附表、主要指標月報表

銀行がさらにその他の資料が必要な場合には、可能な限り企業は協力解決する。こういった資料ややり方については、省、市、自治区の対外貿易局（商業庁）と人民銀行分行で協議の上定める。

(i) 貸付の具体的な調整方法、処理手続

各省、市、自治区の対外貿易局（商業庁）と人民銀行分行が、規定にもとづいて現地の具体的な条件と結びつけて検討の上定める。

(j) 対外貿易運輸公司系統の資金供給

対外貿易運輸公司系統の資金供給については、各省、市、自治区の対外貿易局（商業庁）と人民銀行分行が、規定の精神に則り、現地の具体的な条件と結びつけて各々規定を定める。⁽²⁵⁶⁾

上述のことからわかるように、独立経済計算対外貿易公司単位の流動資金管理は中国人民銀行が統一的に行うようになったといっても、銀行自体の管理権限も中央総行と地方分行に分けて行使されるようになっていることが知られる。

1958年から国家の经济管理体制が改革され、管理権限が下放されたこと

⁽²⁵⁶⁾ 同上「法規匯編」, 141～145頁。

については前述した通りである。例えば、人民公社化後の農村の財政体制は“両放，三統，一包”⁽²⁵⁷⁾という新しい方法であった。1959年からは銀行でも中央総行と地方分行の資金貸付管理権限が分けられ，“存貸下放，計画包干，差額管理，統一調度”という管理方法が採用された。すなわち，中央財政の金庫と中央企業に対する貸付は中国人民銀行総行が管理するが，その他の預金および貸付の管理権はすべて地方分行に下放し，貸付が預金よりも大きい場合の差額は総行が補い，計画包干（請負）の差額の範囲内であれば，預金を多く吸収すればそれだけ多く貸し出すことができるという方法が採用されたのである。しかし，このやり方によっては混乱現象が出てきたことから，1960年から，中国人民銀行は“計画包干，差額管理”の方法を修正し，“差額管理，一年兩包”の方法に改めた。すなわち，年度差額請負の基礎の下で，上半期と下半期に別々に分けて差額請負を実行することとしたのであった。⁽²⁵⁸⁾

さて，上に述べてきたような基本条件の下における状況を総括するとすれば，「銀行が無条件に『大躍進』をバックアップし，あちらを削ってこちらを埋め合わせることにつとめたため，正常な資金流通をかき乱すことになった。当時商業部門は，工業で生産されるものは，なんでも買い付け，生産されるものは全部買い付けるといって，大量の不合格品や使用価値のないものを買い付けてストックした。商業部門と工業企業部門の資金が足りなければ，生産を積極的にバックアップすることを示すため，銀行は融資を提供した。その結果，銀行は多額の資金と預金残高を企業の回転資金のほうにまわし，実質的にはさらに企業の建設資金や滞貨に『変身』してしまったものもある。⁽²⁵⁹⁾」といった事態を出現させる結果をもたらしてしま

⁽²⁵⁷⁾ “両放”とは機構と人員の下放，“三統”とは統一政策，統一計画，統一資金管理，“一包”とは財政任務の請負のことをいう。

⁽²⁵⁸⁾ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，124～125頁。

⁽²⁵⁹⁾ 柳随年・吳群敢主編「中国社会主义經濟簡史」，黒龍江人民出版社，1985年，234～235頁。同邦訳書，北京周報社，1986年，265頁。

ったということになる。

4 海関と商品検査機構

(1) 海関

1949年から52年までの期間は、海関総署は政務院の組織機構として、その領導の下にあったが、53年から60年までの間は、対外貿易部の一つの組織機構として、同部の領導の下に置かれた。1953年1月から55年8月までの期間は、各地の海関は対外貿易部海関総署に直属するが、同時に海関所在地の大行政区、あるいは省、市財政経済委員会の監督、指導を受けるといふ具合になっていた。1955年9月から60年10月までの期間は、各地の海関の領導関係に再調整が行われ、地方海関は対外貿易部と省、市人民委員会の二重の領導を受け、かつ省、市対外貿易局の指導をうけるという体制がとられた。

1960年11月15日対外貿易部は國務院の批准を経て、自己の領導下におくという原則の下で海関総署を海関管理局と改め、各地の海関を各省、自治区、直轄市の管理に下放生、地方の領導を主とする、地方の党および政府と対外貿易部の二重領導体制とすることとした（但し、対外的には名称はそのままとした）。これにより、各地の海関は地方人民政府対外貿易局の組織機構となった。この体制は1979年末までつづけられることになる。⁽²⁶⁰⁾

1950年には全国に26海関、9分関、35支関の合わせて70の海関機構が設立されたが、59年には25海関、17分関、30支関の合わせて72の機構配置となっていた様子である。この外に、海関総署駐青海省、四川省の2工作组が置かれていた。⁽²⁶¹⁾

⁽²⁶⁰⁾ 葉松平・孔宝康編著「海関実務」、中国対外経済貿易出版社、1987年、33頁。
鄭俊田主編「海関実用全書」、対外貿易教育出版社、1993年、13～14頁。両者の叙述に若干の相違がある。例えば、前者では海関総署が海関管理局と改められたのは1963年と述べられているが、後者では1960年とされている。筆者は中国の信頼すべき筋に対する確認とか、前後の情況判断によって、本稿のように整理を試みた。

すでにみてきたように、1949年以来の中国の海関体制は、49年から52年にかけては貿易部、対外貿易部とは独立した、海関総署を頂点とした機構として編成されていた。しかし、1953年に入って、海関総署は対外貿易部の一組織機構として合併され、再編成されるにいたった。これは、国家の大規模経済建設と対外貿易の拡大をはかり、対外貿易政策を貫徹していくために、貿易管理を組織的に一元化し、統一していく必要上からとられた措置であった。国営対外貿易公司系統の貿易が大部を占めてくるようになるにつれて、指令性計画貿易遂行下における海関活動の基礎条件が大きく変わっていったといえる。

指令性計画貿易によってほとんどの部分が占められるような貿易管理体制の下においては、貿易計画によってほとんどの貿易の諸側面の活動が取り仕切られるから、海関の活動も貿易計画による貿易遂行の枠組の中に組み込まれることになる。一般に資本主義国の場合、貿易政策が海関の掌握する業務を通じて行使される部分がかかなり大きい、指令性計画によって貿易が遂行されるような事情の下では、海関の固有の役割は小さくなっていかざるを得ない。

中国の海関は建国の初期にあつては、民族工業の保護、必需物資の輸入の促進、国家建設資金の蓄積などのために適切な関税政策の制定の任務を担い、その役割も有効にして重要、大いなるものがあつた。⁽²⁶²⁾しかし、上述のような経緯から、市場調節の役割が否定されるようになってくるにつれて、関税の果たす固有の役割の必然性も薄れてきてしまった。対外貿易は国営対外貿易公司系統が執行し、国家の独占経営となった。輸入商品は価格は国内市場では統一的に国が定め、国が配分を割り振りするというシステムになっていた。対外貿易会社の経営利潤はすべて国庫に上納し、欠損が出た場合は国が補填するというようになっていた。このような体制の下

(261) 鄭俊田主編「海関実用全書」, 対外貿易教育出版社, 1993年, 15頁。蘇尚堯主編「中国人民共和國中央政府機構・1949—1990年」, 経済科学出版社, 1993年, 413頁。

(262) 鄭俊田主編「海関実用全書」, 対外貿易教育出版社, 1993年, 9頁。

では、関税がどの水準であるかと商品価格がどう決定するかとは、必ずしも内的関連性がなかった。企業利潤に関税水準がどうかは影響を与えることはあったが、企業は利潤に対して無関心であった。したがって、甚だしい場合には「関税無用論」さえ出てくる始末であった。⁽²⁶³⁾

1953年以降、中国海関は従来の中央集権垂直型領導體制から漸次地方領導體制の要素を加えていき、60年11月から各地の海関が地方人民政府対外貿易局の組織機構として編成されていった背景には、上に述べてきたような事情があったものと筆者は判断している。

上述の事情とも相関連していると思われるが、1954年から海関の活動に新たな性格づけが提起された。1955年の関長会議では、海関は人民民主独裁を貫徹していくための用具の一つであり、活動の重点は経済と政治の防衛活動を完遂することにあると提起された。1956～57年にかけてチベットやその他国境地区で密輸が発生した。1957年海関の防衛任務が改めて提起され、海関の人民民主独裁機構としての役割が強く打ち出された。1958年の関長会議では海関の人民民主独裁機構としての役割がさらに強調され、海関は経済と政治の防衛を活動の中心とすべきこと、すなわち敵と自分との矛盾を処理することを第一とすべきことで意見が統一された。海関の対外貿易そのものの管理機構としての性格は漸次後退し、国家機構が共通にもつ独裁的職能のみが一方的に強調されるようになった。

このような成り行きとなっていた社会的背景としては、上述したように指令性計画貿易が全面的に執行されるようになり、対外貿易に対する海関の固有の経済面での監督・管理の役割が小さくなっていったこと、経済活動面でも階級闘争が過度に強調される流れとなっていたことなどを挙げることができよう。かくて、海関の重要な活動は、対外貿易の主要輸出入品目の経済的面での監督・管理から、出入国人員の携帯物品とか郵便物などの監督・管理に移っていき、最前線の各地の海関における政治的破壊

⁽²⁶³⁾ 同上書、241頁。

⁽²⁶⁴⁾ 同上書、9～10頁。

活動に対する実戦的な闘争に重点が置かれていく。各地の海関の領導が、地方人民政府對外貿易局を主とした体制になっていった事情も首肯されるであろう。

(2) 商品検査機構

1954年10月對外貿易部商檢総局は全国商檢局長會議を召集し、商檢活動の基本方針を打ち出した。国家の對外貿易の発展の必要と実践上の可能性に基づいて、漸次検査の標準を制定し、これを確実にふまえること、輸出入商品の品質および重量検査、農畜産物の検疫、運送手段の検査など十分に徹底し、国際的な信用を打ち立てること、併せて国内生産を指導し、品質を高めていくこと、国内外の不法商人の不法商行為や陰謀、破壊活動を防止すること、こういったことが打ち出された。

この會議では、商檢政策の原則性と実践上の具体的運用についても、いくつかの重要な点が強調された。輸出商品検査の活動の中では、検査条件を十分に具えた輸出商品生産部門では、檢驗部門と生産部門が協定を結んだうえで、檢驗活動を生産部門にまかせ、商檢局は検査の執行や監督に責任を負うというやり方、一定の条件を具えた輸出商品生産部門では両者の協定のうえで、檢驗部門のスタッフが工場に駐在するとか、不定期に駐在するとか、工場を巡回するとかの方法で検査をするやり方、輸出船積あるいは貨車、トラック積載前に検査を行う方法なども考えられた。こういったやり方は、商檢部門の活動を生産部門によく滲透させていくのにも役立つ、輸出商品の品質の向上に役立つとともに、輸出入処理の迅速化にも貢献する有効な方法と考えられた。また、全国の商檢部門は生産および経営部門の商品輸出の技術問題の解決のために協力していくことを恒常的な業務とし、各方面からの協力を行っていかねばならないとされている。

輸入商品検査活動では、少数の国民經濟計画と人民の生活に関連する重要商品と動植物およびその製品の検疫については、商檢局が法定検査を行うが、その他の輸入商品については荷受機関、あるいは当該商品需要部門が先ず検収し、契約内容と違うとか、破損、数量不足があるとかで、クレー

ムを出したり、返品のある場合には、商検局に当該問題に対しての審査、判断、再検査を求め、判定書の発行を求めることができる。検査局は荷受機関とか当該商品需要部門に啓蒙活動を行うか、条件の整っていない荷受機関や当該商品需要部門に対してはその検査を助けたり、然るべき機関の検査に対する協力の要請、手配などを支援する。輸入数量が多く、需要部門が集中しており、長期にわたって輸入するような商品の場合には、主管発注部門が関連単位を組織して専門の検収班をつくり、検査活動を円滑に行えるよう支援していかなければならない等々のことが謳われている。

1958年10月対外貿易部は「進出口商品検査工作細則」を定め、商品検査活動の範囲には輸出入商品の破損、数量不足の検査、重量検査、輸出商品積載船倉検査なども含まれることを明確に規定した。また、商検局は法定検査商品の生産工場、検査条件が十分でなく、輸出生産任務が大きいような工場では、工場に駐在して検査を行ってよいと定めた。さらにこの「細則」は、輸出商品に対する検査監督の任務、権力、内容と方法について規定している。

1960年対外貿易部は改めて「実施品質管制的商品種類表」を定め、重点輸出入商品の品質監視を強化した。これは国营生産企業の検査能力がある程度向上したという基礎条件にもとづいて、輸出商品の品質保証と向上を抜本的にはかかっていこうとするためのものであった。このため、商検部門は輸出商品に対する監督、検査を強化し、監督、検査を品質監視を行っていく上での一つの主要な手段とし、工場駐在検査、巡回検査、サンプル検査などによって検査証を発行するほかに、輸出商品の生産原料・生産過程にまで監督、検査を広げ、単に管理するというにとまらず、先に防ぎ、さらに積極的に品質保証と品質向上をはかっていくというやり方を作り上げていった。

1958年の“大躍進”運動の中で高指標、調子乗りの風潮の影響を受け、生産部門は生産部面における検査を蔑ろにし、一方的に生産数量のみを追求していったから、商品の品質は落ちていかざるをえなかった。商検局の

一部には商品検査の手続を過度に簡略化し、検査のスピードアップに力点をおくといった動きに出たところもあった。一部の検査過程を生産単位や経営単位の検査に委ねたりすることもあったりしたので、輸出商品の品質問題は無視すべからざるところにまでいたった。

周恩来総理は事態を重視して、1959年12月対外貿易活動に対して重要な指示を与え、特に輸出において契約を重視して、信用保持に努めるよう注意を呼びかけた。同年対外貿易部は「加強出口商品品質管制」の指示を発し、商検部門の活動の総括の上に立って、問題の解決に向けての努力を提起した。1960年召集された全国商検局長会議は、輸出入商品検査活動の中における検査活動の由々しき傾向を厳しく糾弾したのであった。⁽²⁶⁵⁾

1958年8月全国商検局長会議は商検体制の分権下放問題を検討したが、60年11月15日国務院は、これまでの集権的な全国商検体制を各省、市、自治区の管理に下放し、従来の人員の編成を省、市、自治区人民委員会の編成に切り替え、各地の商検局を地方人民政府対外貿易局の一組織機構とする対外貿易部の案を批准した。いくつかの検驗局は省間にまたがった管轄関係をもつという場合もあったが（例えば、北京商品検驗処は天津商品検驗局の管轄の下にあった。当時全国には14の商検局と27の商検処があり、省間にまたがった管轄関係があった。）、こういった関係は改められ、すべて所在地の省、市、自治区の直接領導体制となった。対外的事務処理の必要から、北京など11の商検処と杭州商品検驗組は、いずれも商検局に改められた。以後商検局関連機構の設立、変更、閉鎖は、各省、市、自治区人民委員会が対外貿易部の同意を求めた上で決定することとなった。しかし、各地の商検機構の名称は、爾後も「中華人民共和国対外貿易部〇〇商品検驗局」が使用された。⁽²⁶⁶⁾

⁽²⁶⁵⁾ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国対外貿易（上）」、当代中国出版社、1992年、233～236頁。

⁽²⁶⁶⁾ 蘇尚堯主編「中華人民共和国中央政府機構・1949—1990年」、経済科学出版社、1993年、416～417頁。同上書、236頁。前者では、11の商品検驗処と杭州商品検驗局（次頁へ続く）

従来の商検機構の領導關係は、對外貿易部と地方政府の二重領導の關係とされ、對外貿易部の領導を主とするという体制どなっていた。對外貿易部は全体の方針、政策、法規、標準などを領導し、各地の商検局の機構、人員の編成、業務費用などを統一的に管理していた。地方政府は重要な幹部の任免、商検の方針、政策の実施の監督に責任を負うということになっていた。⁽²⁸⁷⁾しかし、今回の下放によって、對外貿易部商検総局は對外貿易部商検局と改められ、国家の既定の商検管理の方針、政策、規定、制度、商検標準の範囲内で、各地の商検機構の日常業務の技術的活動に対して指導を行うというにすぎなくなった。⁽²⁸⁸⁾

各地の商検機構が地方政府に下放されたいきさつについては、各地の海關機構が地方政府に下放されたと同様の背景があるものとみられ、すでに大枠が定まった状況の下で、各地の商検機構の実務執行の任務がほとんどを占めるようになってきたことが、客觀的にみた主要な背景をなすものと考えられる。奇しくも、1960年11月15日海關と商検局の体制が同時に改められ、地方政府の管理を主とする“块块を主とし、‘条条’を輔とする条块結合”の体制に編成替えされたのも、上述の共通した背景を物語るものといえよう。

5 對外貿易運輸機構

對外貿易の保護と發展のために、国家による貿易の独占經營の体制が敷かれることになったが、このことは取りも直さず、すべての對外貿易活動を国家の集中的領導と統一管理の下におき、對外貿易運輸活動をも他の對外貿易業務と同様に、對外貿易部の統一領導と管理の下におさめ、集中性檢驗組が商品檢驗局に改められたとされている。後者では、その後13の商品檢驗処が商品檢驗局に改められたとされているが、時点が必ずしもはっきりしない。ここでは、内容の叙述により具体的な前者に拠った。

⁽²⁸⁷⁾ 蘇尚堯主編「中国人民共和国中央政府機構・1949—1990年」, 經濟科学出版社, 1993年, 416頁。

⁽²⁸⁸⁾ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国對外貿易（上）」, 当代中国出版社, 1992年, 236～237頁。

と統一性を具えた対外貿易の一大統合機構の下に対外貿易を全面的に掌握するということでもあった。このために、1958年対外貿易部運輸局は中国対外貿易運輸総会社と合併し、行政と企業が合一となった単位となった⁽²⁶⁹⁾。両者の活動はワンセットのものとして統合されてこそ十全に国家任務の遂行に比べられるとの認識から、このような措置がとられることになったが、両者は一体的に活動するようになったとはいえ、1982年対外貿易部、対外経済連絡部⁽²⁷⁰⁾、国家進出口管理委員会⁽²⁷¹⁾、国家外資管理委員会⁽²⁷²⁾が合併し、対外経済貿易部に新たに編成替えされた時まで、運輸局としての存在としては存続しつづけた⁽²⁷³⁾。

1950年代の中国の対外貿易は、ソ連、東欧諸国との貿易が主となっていたことから、輸出入貨物の多くは鉄道によって輸送された。しかし、その後の貿易の発展と、1960年代に入ってから国際情勢の変化などによって、西側の資本主義諸国との貿易もだんだんと比重が高まっていくようになり、海運による輸出入貨物輸送量が増えていくようになった。1960年には交通部所属の中国遠洋運輸公司 (China Ocean Shipping Co. 略称 COSCO) が設立され、中国はここに自身で国際海上運輸事業の経営をはじめることになった。国際海上運輸事業をはじめたばかりの当初の時期には、まだ増大する需要に十分に應えるだけの体制をそなえていなかったため、中国は傭船によって輸出入貨物を捌いていかざるをえなかった。傭船の統一手配を担当する中国租船公司 (China National Chartering Co.) が、航海傭船 (Voyage Charter, Trip Charter)、期間傭船 (Time Charter) などの傭船

⁽²⁶⁹⁾ 中国対外貿易運輸総会社・対外経済貿易大学《外貿運輸基礎知識と実務》編写組編「外貿運輸基礎知識と実務」, 対外貿易教育出版社, 1993年, 12頁。

⁽²⁷⁰⁾ 1964年対外貿易連絡総局が対外経済連絡委員会に改められ、70年対外経済連絡部に再改組された。

⁽²⁷¹⁾ 1979年7月開催の第5期人大常務委員会第10回会議の決議により、同年8月設立。

⁽²⁷²⁾ 同上決議により、同年8月設立。

⁽²⁷³⁾ 蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構・1949-1990年」, 経済科学出版社, 1993年, 406頁。中国対外貿易運輸総会社・対外経済貿易大学《外貿運輸基礎知識と実務》編写組編「外貿運輸基礎知識と実務」, 対外貿易教育出版社, 1993年, 12頁。

方式でこれに対応したのである。

1963年における海上運送による輸出入貨物輸送量は、同年の輸出入貨物輸送総量の70%を占め、1958～70年の期間中における傭船による輸出入貨物輸送量は、中国側差し向け船による輸出入貨物輸送総量の70%以上を占めた。⁽²⁷⁴⁾

すでに述べたように、1950年代にあっては、中国の輸出入貨物輸送の中で、鉄道輸送は重要な位置を占めていた。第一次5カ年計画期（1953～57年）にあっては、鉄道による輸出入貨物輸送量の全輸出入貨物輸送量に占める割合は44.3%を占めていた。⁽²⁷⁵⁾ソ連、東欧諸国との鉄道輸送網の形成については、すでに前稿（Ⅱ－２－②）で触れたので、ここでは香港、マカオ地域との鉄道輸送系統の形成についてみておこう。

朝鮮戦争の勃発—アメリカの対中国資産凍結、アメリカを中心とする主要国の強固な“禁輸・封鎖”網の中で、中国は新たな輸送網を開拓するために、1951年秋華東大行政区財政経済委員会の支援の下、中国人民銀行上海分行信託部と上海鉄道管理局は上海—香港鉄道物品輸送内地連絡輸送開設合意書を結び、上海分行信託部が中継転送通関業者を指定して上海で貨車の積み込みを行わせ、深圳で積み換え、香港で荷卸して貨物引き渡しを行うという方法を取り決めた。後になって、これは香港とマカオ間の鉄道物品輸送にまで拡げられた。深圳にける貨物積み換え、香港での荷卸し、貨物引き渡しは、中継転送通関業者が深圳、香港の分支機構、あるいは代

(274) 《対外貿易運輸》編写組編「対外貿易運輸」, 対外貿易教育出版社, 1988年, 20頁。
顧奕鏞編著「対外貿易運輸実務」, 知識出版社, 1986年, 15頁。《国際貿易運輸》編写組「国際貿易運輸」, 同済大学出版社, 1990年, 61頁, 49頁。中国対外貿易運輸総公司・対外経済貿易大学《外貿運輸基礎知識与実務》編写組編「外貿運輸基礎知識与実務」, 対外貿易教育出版社, 1993年, 5頁。中国遠洋運輸公司是1960年成立したと述べられている書物と, 1961年成立と述べられている書物の2通りがある。上海対外貿易協会編「対外経済貿易实用大全」, 復旦大学出版社, 1989年, 353頁には「1961年正式に成立した」と述べられている。また, 王垂芳・吳紹中主編「中国対外経済貿易实用大辞典」, 上海社会科学出版社, 1990年, 587頁にも同公司是1961年に成立したと述べられている。

(275) 顧奕鏞編著「対外貿易運輸実務」, 知識出版社, 1986年, 181頁。

理業者を通じてこれを行うこととされた。このやり方は後に国内各地で採用された。

1956年4月私营中継転送通関業者の公私合営が行われるに及び、中国対外貿易運輸総公司の領導の下で、その分支機構がこの業務を引き継ぐ体制となった。香港での荷卸し、貨物引き渡し業務は、香港中国旅行社がその任に当たった。⁽²⁷⁶⁾

1962年には香港・マカオ往直通急行列車輸送が開設された。⁽²⁷⁷⁾

⁽²⁷⁶⁾ 同上書，198～199頁。

⁽²⁷⁷⁾ 《国際貿易運輸》編写組「国際貿易運輸」，同済大学出版社，1990年，313～314頁。